附　則

（施行期日）

1　この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第二十二号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第九条第二項の規定に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令

農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一・五・五ａ・六・九・九ａ一ヘキサヒドロ一六・九一メタノ一二・四・三一ベンゾジオキサチエピン＝三一オキシド（別名ベンゾエピン又はエンドスルファン）

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第四条第二項（同法第七条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条及び第二十七条の規定に基づき、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者」を「法第四条第一項第三号に規定する役員」に改め、「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）」を加え、同項第七号中「書面」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書及びその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面）」を加える。

第六条中「てん補限度額」を「**填**補限度額」に、「てん補すべき」を「**填**補すべき」に改める。

第七条第二項第五号中「新たに法定代理人となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面」を「イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める書面」に改め、同号に次のように加える。

イ　法定代理人の変更　新たに法定代理人となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面（新たに法定代理人となった者が法人である場合にあっては、登記事項証明書、その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び同号の書面）

ロ　法定代理人である法人の名称の変更　登記事項証明書

ハ　法定代理人である法人の役員の変更　新たに役員となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面及び第四条第一項第一号の書面

第十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「農林水産大臣の定める基準に適合すると農林水産大臣が認めた」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　農林水産大臣が定める基準に適合すると農林水産大臣が認めたもの

ロ　イの農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が行うもの（あらかじめ、農林水産大臣に対し、その実施方法を通知した場合に限る。）

別記様式第1号を次のように改める。

（A4）

別記様式第一号（第三条関係）

表面

遊漁船業者登録申請書

証紙貼付欄（消印してはならない。）		
登録の種類	新規・更新	※登録番号
		※登録年月日　　年　　月　　日

この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。

年　　月　　日

申請者

住所

フリガナ
氏名又は名称　　印

郵便番号（　　－　　）
電話番号（　　）　　－

フリガナ
法人である場合の代表者の氏名

法人である場合の役員（業務を執行する社員若しくは取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名

フリガナ 氏名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役職（常勤・非常勤）

申請時において既に受けている登録